

「難民」認定の運用の見直しを求める意見書について

「難民」認定の運用の見直しを求めることに関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和4年10月6日

旭川市議会
議長 中川明雄様

提出者 旭川市議会議員

まじま 隆 英

石 川 厚 子

小 松 あきら

能登谷 繁

「難民」認定の運用の見直しを求める意見書

政府が、ロシアの侵略から日本に逃れたウクライナ避難民への生活費や医療費の支援を決め、地方自治体による支援も広がりを見せている。

難民条約では、「人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員、政治的意見」の5つの理由で迫害されるおそれのある人が「難民」と定義されている。国連難民高等弁務官駐日事務所が2015年に発表した「難民認定基準ハンドブック」では「疑わしきは申請者の利益に」との原則が適用されており、難民認定においては人道支援の立場から定義を拡大解釈することで、先進国のうちドイツでは申請者の87パーセント以上、イギリスでは91パーセント以上が難民として認定されるまでに至っている。

よって、政府においては、難民支援で人道的な役割を積極的に果たすため、ウクライナ避難民を含めた「難民」認定における解釈や運用を見直し、戦争や紛争から逃れた避難民を広く「難民」として支援することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会